

令和2年度千葉県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 令和2年度千葉県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、令和2年6月12日発老0612第1号厚生労働事務次官通知「令和2年度介護保険事業費補助金(令和2年度補正予算分)の国庫補助について」及び千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、介護サービス事業所等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、新型コロナウイルスへの感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供することができるよう、通常では想定されないかかり増し経費等に対して支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通所系サービス事業所 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る。)
 - (2) 短期入所系サービス事業所 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(宿泊サービスに限る。)並びに認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。)
 - (3) 介護施設等 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。)
 - (4) 訪問系サービス事業所 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(訪問サービスに限る。)並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所
- 2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語の意義は介護保険法(平成9年法律第123号)の例による。
- 3 第1項各号に掲げる事業所及び施設を総称して「介護サービス事業所等」という。

(補助の対象)

第4条 この補助金は次の各号に掲げる事業を交付の対象とし、助成対象、助成額及び対象経費はこの項から第3項までに定めるもののほか別表のとおりとする。なお、交付の対象とするのは、1事業所・施設当たり1回に限る。

(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

令和2年1月15日以後に、次のアからエまでのいずれかに該当する事業所・施設が、関係者との緊急かつ緊密な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行う(福祉用具貸与事業所を除く。)

ア 千葉県から休業要請を受けた通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所

イ 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した介護サービス事業所等(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。)

ウ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び介護施設等

エ アからウまでに定めるもののほか、通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所

(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業

令和2年1月15日以後に、次のア又はイのいずれかに該当する事業所・施設等に、利用者の必要な介護サービスを確保する観点から、当該事業所・施設等の利用者の積極的な受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の介護サービス事業所・介護施設等に対して、緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要となる経費について支援を行う。

ア 第1号ア又はイの介護サービス事業所・介護施設等

イ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所（通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び訪問系サービス事業所に限る。）

2 前項第1号に掲げる事業の対象経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用

ア 事業所・施設等の消毒・清掃費用

イ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用

ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、賃金・手当（割増賃金を含む。以下同じ。）、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等

エ 連絡先の事業所・施設等への利用者の引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用

オ 送迎を少人数で実施する場合に追加で必要となる車の購入又はリース費用等

(2) 通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る費用

ア 通所しない利用者宅を訪問して安否確認等を行うために必要な車や自転車の購入又はリース費用等

イ ICTを活用し、通所しない利用者に対して安否確認等を行うための利用者用タブレットのリース費用等（通信費用は除く。）

(3) 通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所が事業所外の代替の場所にて行うサービス実施に係る費用

ア サービス提供場所の賃料、物品の使用料等

イ 職員の交通費、利用者の送迎に係る費用

(4) 通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）による訪問サービス実施に係る費用

ア 訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、賃金・手当

イ 訪問介護事業所に所属する訪問介護員による同行指導への謝金

ウ 訪問サービス実施に必要な車や自転車の購入又はリース費用等

エ 訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用

オ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用

3 第1項第2号に掲げる事業の対象経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 利用者受け入れに係る連絡調整費用、職員確保費用

ア 追加で必要な人員確保のための職業紹介料、賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等

イ 利用者引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用

(2) 職員の応援派遣に係る費用

職員を応援派遣するための諸経費（職業紹介料、賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等）

4 第1項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人の経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそ

れないと認められる者を除く。)

- ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助金の対象除外)

第5条 この補助金は、次の各号に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- (1) 政令指定都市及び中核市が実施する第4条第1項に規定する事業に要する経費
- (2) 政令指定都市及び中核市に所在する介護サービス事業所等が実施する第4条第1項に規定する事業に要する経費
- (3) 介護報酬及び他の国庫補助金や交付金等で措置されている経費

(補助額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、別表の事業所・施設等の種別の欄に定める対象事業所・施設ごとに基準単価（(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業の欄又は(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業の欄に定める単価に事業所数又は定員数を乗じた金額）と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、第4条第1項各号に掲げる事業ごとに、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- 2 前項の対象経費は、第2条の目的を達成するために緊急的に実施が必要な事業に要する経費であって、第1条第1項各号に規定する事業対象者の要件を満たした日以降に事業を開始し、第8条の規定による交付申請書の提出までに費用の支払いを完了したものに限り。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金用に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第5号により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに速やかに知事に報告しなければならない。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした様式第6号による調書を作成するとともに、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(交付申請及び実績報告)

第8条 介護サービス事業所等の設置者又はこれらを運営する法人（以下「介護事業者等」という。）は、この補助金の交付を受けようとするときは、速やかに事業を実施した上で、交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に誓約書（様式第3号）、役員名簿（様式第4号）、その他関係書類を添えて、別に指示する期日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第9条 知事は前条により提出された交付申請書兼実績報告書を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付を決定し、交付すべき補助金の額の確定を行うとともに、介護事業者等に対して、その内容を通知するものとする。

(交付請求)

第10条 介護事業者等は、この補助金を請求しようとするときは、交付額の確定通知を受理後、速やかに、請求書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(決定の取消等)

第11条 知事は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り或其他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
 - (2) 支援金の他の用途への使用をし、その他交付事業に関し支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団又は第4条第4項第2号若しくは第3号に該当する者（交付事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）であることが判明したとき。
- 2 知事は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、支援金の当該取消に係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
 - 3 交付事業者は、第1項の規定により支援金の交付の決定が取り消された場合において、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - 4 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付事業者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金等の額に充てられたものとする。
 - 5 交付事業者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
 - 6 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(その他)

第12条 その他、この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月11日から施行し、令和2年度分の予算に係る補助金について適用する。